

## 鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会（会議要旨）

1. 日時 平成28年1月27日（水）14:30～17:00
2. 場所 鳥取市役所本庁舎4階第3会議室
3. 出席者

（委員）

上山委員・牛尾委員・木下委員・小谷委員・坂根委員・佐藤委員・白岩委員  
吉田裕委員・大和谷委員・松井委員・田中く委員・田中完委員 12名  
欠席6名

（事務局：鳥取市）

政策監・課長補佐・主幹・主任・主事 5名

（オブザーバー：公益財団法人鳥取市人権情報センター）

研究員 2名

《開 会》

《あいさつ》

《委嘱状交付》

（各委員・事務局・オブザーバー自己紹介）

4. 会議録 ※発言内容については、事務局で一部加筆訂正しています。

《会長、副会長の選出》

（事務局） 日程5に進みます。会長、副会長は本市条例8条の定めにより委員の互選により決定することになっています。選出にあたり皆さまの中からどなたかご意見をいただけますでしょうか。

（委員） 事務局の方で提案をお願いします。

（事務局） それでは事務局からというご意見がありましたので提案させていただきます。会長に上山委員。副会長に松井委員はどうでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。

～ 拍手 ～

（事務局） ありがとうございます。全会一致ということで、上山委員と松井委員におかれましてはそれぞれ会長、副会長ということでよろしくをお願いします。

（会長、副会長あいさつ）

《議事》

(会長) それでは、日程の6の協議事項に入ります。

協議事項(1)人権意識調査についてということで、事務局から説明をお願いします。

事務局で、資料1を使用して説明。

(委員) 今回の調査を受けて、分析が3月から12月となっていますね。第2次改訂の審議が7月となっていますが、データとしては集計を7月までには終えて7月の審議に活かせるというような考えでいけばいいですか？

(事務局) はい。

(委員) 分析までが長いかなと思ったりしますが？

(事務局) 分析期間を長くとっており、なるべく詳細な分析を行いたいと考えています。ですので、7月の時点では中間報告というような形で、そこで課題をいただきながらまた分析の精度を高めるというような2段階とさせていただこうと考えております。

(委員) 何かしらは7月に出るとのことですね。

(事務局) はい。

(委員) 今日の会議で調査票に関しては終わることですか？

(事務局) はい。

(委員) 前回、県の調査と被るのではないかと随分議論したのですが、そのあたり、県がどういう状況かといったことが分かりますか？

(事務局) 県の方の調査は26年度で終わっておられまして、すでに出来上がっています。市は、市なりの形で進めていくということで、日程的にも被ることにはなっておりません。

(委員) さきほど、調査票は今日で決定というふうに言われましたが、方向性は決定であっても詳細な表現の仕方であるとか、身元調査に関する項目のように県の調査にはあるのに市の方にはないのは何故か、県の結果と市の結果との違いをどのように扱うのかとか、この辺は協議が必要じゃないかなと思ってここに臨みました。今日は、方向性だけを確認して、その後事務局で検討していただいてから委員さんに配布していただいて、委員さんの意見を聞いて調査票を決定していくのでしょうか。どうなのでしょう。

(事務局) 日程を説明させていただいたとおり、本年度事業で具体的な分析まで終わる必要があります。そこのスケジュールの兼ね合いです。会を集めるということなかなか不可能なので、了解をいただくということであれば可能かもしれないということがございます。そこら辺はこれからの議論の中で、全体を議論された

後で結構ですので、また話をしていただければと思います。

(委員) この調査ですが、これまでどのくらいのスパンで行なわれていたのか？

(事務局) 県の場合は5年おきですけど、市の場合は資料にもあるとおり、定点観測ということで同じ質問を10年スパンで行なっています。

(委員) 結果をどう活かしているのですか。集計して結果を出すだけでは意味がないのではないのでしょうか。

(事務局) 例えば17年度に調査したものをもとに、18年度に市人権情報センターで啓発資料を作成しました。

今回も調査をベースにした啓発資料を作成して研修などに活かしてきたいと考えています。また、今回の結果は、基本方針の第2次改定にも反映させていく予定にしております。

(委員) 以前にこうした啓発資料の作成に関わっていたが、啓発資料を作るにあたって、作って終わりではない。何のために作るかという、様々な部門での学習に使っていただきたいし、例えば地区人権推進協議会であればそれを基にしながら課題を探っていただくというようなことに使っていただく。そのようなことのために作っておりました。今回もそういった意向だと思います。具体的には、地区人権教育推進協議会の事務局には必ず5冊とか10冊とか届けて学習に活用していただくようお願いしたり、市民集会の分科会で発表したり、学校PTAの学習活動で使っていただくよう働きかけたりしました。経験上ですけど。ただ、調査と言うのは生き物なので、時間が経つと段々活用されなくなってくる実態があります。

(委員) 各個人にどこまで浸透しているのか、市民の人権に対する考え方があやふやになってきている気がしているので危機感を感じています。

(委員) 10年に1度の調査スパンということだが、これだけ社会の動きが変わっている時にこのスパンは長すぎる。徐々に活用の頻度が少なくなっていくのはそういうところに原因があるのではないのでしょうか。予算の関係もあるのだろうが、考えていただきたいです。

(委員) 小地域懇談会などでの活用を徹底するようにトップの方に言ってもらうのがよい。

(会長) それについては人権推進課の啓発活動や各地区の人権教育推進員の活動に懸かっている部分もありますし、地域の団体の方にもお願いをすることで、これから連携を図って人権の啓発というものを進めていかないといけないと思います。

(会長) 次の資料の説明をお願いします。調査票について前回の委員の意見を受けて事務局が考え方を出していらっしゃるの、それについての説明をお願いします。この調査票については前回の委員会での意見が反映されているということで、

ほぼ完成をしているとは思われますが、先ほどご意見もありましたように、県との絡みがあったり新たにメンバーになられた方のご意見もあろうかと思しますので、その辺をご意見いただきたいと思います。それでは資料2について説明させていただきます。9Pまでありますので、3Pずつに分けて事務局の方で説明していただきたいと思います。

事務局で、資料2（P1～3）を資料3と見比べながら説明。

(会長) 資料2のP3まで説明されましたが、その中で何かご意見などありましたら発言をお願いします。問13までのところですよ。

(委員) 問11の「男女共同参画に関する人権問題について」ですが、設問5の女性に対するあらゆる暴力、ドメスティックバイオレンスと書いてありますが、男女共同参画からみると、「マタハラ」とか「パタハラ」などの最近大きな問題になっていることを取り上げた方が良いと思えます。設問項目を増やすのは大変になってくるかもしれないので、今の設問に、ハラスメント系で絞って追加することは可能かどうか。

また、5番の「障がいのある人の人権問題について」のところ、「就職・職場で不利益な扱いを受ける」のところに「賃金格差」も大きな問題だと思うので、これもどこかに包括して入れることができないかと思えます。

それから、P9の「子どもの人権問題について」ですが、問13の設問1「保護者による～児童虐待」です。児童虐待は保護者によるものが多いですが、保護者に限定した聞き方で無い方がよいかと思えますが。

(会長) 3点ご質問をいただきました。まず、8Pの問11ですね。「マタハラ・パタハラ」についての設問を5に入れるべきかどうか。

(委員) パタハラはお父さんの育児参加等へのハラスメントですね。

(委員) 補足説明が必要ですね。

(委員) ハラスメントの中にまとめて入れてしまうことが、どうかなのでしょう。

(委員) ハラスメントは、たくさん挙げてもきりが無い。新しい言葉も出てきています。

(委員) パタハラを入れると、設問の主旨が女性に対するものではなくなると思えます。

(会長) 男女共同参画の観点からいえばパタハラやパワハラは入れないといけないという気がします。そうすると設問5には該当しない。

(委員) 設問5があえて「女性に対する～」と入れているということは男女共同参画の基本のところ、女性に対する差別があるという現状があるから入れているのだという視点での設問だと思われる。

(委員) 女性に対する様々なものが多いので設問5の「女性に対する～」と入れてあるわけですが、男性に対するDVやハラスメントもあると思えます。

- (委員) 「女性に対する～」の文言を取ってしまってもいいと思うが、そうなるを読んで回答の方がきちんと設問に答えられるかが心配です。ただ、先ほど言われた「パタハラ」という言葉は私もよく分からなかったが、「マタハラ」は結構認知されてきた言葉なので設問5に加えてしまってもいいと思う。ただ、設問の「女性に対する～」をどう考えるか。
- (委員) 説明文に「マタハラ」について補足説明を入れて、その中に「～男性については『パタハラ』があります」というふうに記述してはどうか。専門的になると一般の人は言葉の意味が分からないと思う。
- (事務局) 「マタハラ」を入れて、「職場や学校における～」というのを切ってしまうというのはどうでしょうか？
- (委員) 「職場学校」を「職場学校等」にしてはどうか。
- (委員) この設問5は場所を特定してある必要はないですね。こういう暴力的な行為が行われていることが聞きたいだけなら場所の特定は必要ないと思いますが、場所があれば意識調査を読んだ人がイメージしやすいのであれば、具体的な場所があった方がよいと思います。
- (会長) 回答する方の立場に立って分かりやすい文書である必要があると思うので「職場学校等」としましょうか。
- (委員) 細かい文章の国語的な表現は、事務局で任せてはどうでしょうか。
- (会長) 「職場学校等」にしていただいて、「マタハラ」と入れていただきます。
- (会長) 問12の「障がいのある人の人権問題について」のところ、「賃金格差」の問題はどこに入っているのかということですが、設問1の「不利な扱い」というところに入るのか入らないのか。もしくは「賃金」という言葉を出すかどうか。「不利な扱い」でどのようなイメージがわかりますか。
- (委員) 前回の会議でこの話をした時は、設問1で「就職・職場で不利な扱いを受ける」の中に含まれるということでこういう表現にはなったのですが、先ほど言われたように「不利な扱い」とは何かと聞かれた時のために、カッコ書きを入れてはどうでしょうか。「昇給」とか、何を入れるかの問題が出てきますが。
- (会長) 「不利な扱い」と聞いて皆さんがイメージすることは何かありますか。
- (委員) 施設の不備もある。
- (委員) 障がいの種類によっても違ってくる。
- (委員) カッコ書きをするということだけ決定して、内容は事務局から後日お知らせしてもらおうというのはどうでしょうか。
- (事務局) 賃金や施設環境等ということにさせていただきます。
- (会長) 問12の「子どもの人権問題について」です。設問1に「保護者による」とありますが、保護者によらないのではないかというご意見ありましたが、これについてはどうでしょうか。

(委員) 設問5に「大人からの」と、すべての大人からの暴力等についての設問がありますが、設問1は保護すべき人がしていないことを強調したいのだなと思いますので、「保護者による」という文言はあった方が良いと思います。

施設の中や学校の教室やクラブ活動などの指導者による暴力は、設問5に含まれると考えると、むしろ設問1に「保護者による」はあった方がよいと思います。

(委員) 児童虐待に対する防止等に関する法律ですと、保護者とか親権者などからの暴力等が「虐待」ということですよ。だから、設問5の「大人からの暴力」は「虐待」とはいえない。その意味で分けてあるので「保護者による」は残した方がよいと思う。入れるのであれば「保護者等による」だが、そうすると回答者の感覚がぶれると思います。

(会長) 保護者というのは「内縁」であったり、籍が入っていれば「保護者」になりますか。

(委員) 里親や親権代行等、親の代わりも含まれます。

(会長) 設問1はそのままでいきますか。

(委員) 良いと思います。

(会長) 資料2のP4～6の説明をお願いします。

事務局で、資料2（P4～6）を資料3と見比べながら説明。

(会長) それでは7番の「高齢者の人権問題について」から11番「アイヌの人々の人権問題について」まででご意見ありましたら発言をお願いします。

(委員) 高齢者の人権のところ設問3の「こども扱いやじゃまもの扱い」なんですけど。じゃまもの扱いはいいけど、こども扱いの表現はどうですか。

(委員) 問題は、高齢者の尊厳を冒すような形、つまり一人の人間ではなく、こどもの言葉を使って対応するとか、自分自身が一人の大人として扱われていない、そういったことが挙げられていると聞きますので「こども扱い」とはそういう意味じゃないかなと思います。

(委員) 少なくとも順番は「じゃまもの扱いやこども扱い」の方が良いと思います。それと、「介護制度が」という表記がよく分からない。

(委員) 補足説明文のところの「介護制度や」というのを「介護制度のあり方や」などにした方がよいのではないかな。

(会長) 介護制度が権利侵害にはなっていないですよ。先ほど言われたように「介護制度のあり方が」にしますか。

(委員) 「制度のあり方」とか「施設のあり方」とかはどうでしょうか。

(会長) 「介護制度のあり方」については皆さんに異存はないですか。それにプラスし

て「施設のあり方」についても出てきましたが、中身の表記はどうでしょうか。

(委員) 「権利侵害」を初めに持って行って、「身体的・精神的などの様々な権利侵害」や「介護制度の不備」という順番にすれば「権利侵害」が介護制度にかからない。そういうふうに文章を組み立て直されたらいいと思います。

(会長) 「介護制度」を後に持ってくるってことですね。

(委員) 「精神的虐待」という言葉ですけど、一般的には「心理的虐待」だと思う。言葉としてあまりよくないと思います。

(会長) それでは「精神的虐待」となっていたところを「心理的虐待」に変えるということではよいですか。

また、「じゃまもの扱い」と「こども扱い」の順番を変えることですっきりすると思いますので、順番を入れ替えるということではよいですか。

(事務局) 良いと思います。

(委員) 「病気に関わる人の人権について」で、設問はいいですけど、説明のところの「感染症患者等」となっている部分についてです。ハンセン病問題に関しては今、回復者の家族や遺族が訴訟を起こそうとしていますし「家族や遺族も偏見差別にさらされている」ことの説明を入れた方が分かりやすいし、何より知ってほしいと思います。

(事務局) 「偏見や差別意識が生じ」とそれ以降を分けるという形ではどうか。

(委員) 良いと思います。

(委員) 説明文の、下から2行目の「厚生労働省によって研究対象とされた」と言う文言。実際の厚生労働省の表現はこうなのかもしれないが、私たちがよく聞くのは「難病認定された」という表現ですよ。その方が、回答する方が分かりやすいのではないのでしょうか。もう一つは、最後の方の「対象外とされた疾病に関しては自己負担が多くなるなどの問題があります」を「認定されていない疾病に関しては何らの対策もされていないのが現状です」にした方がいいのではないのでしょうか。自己負担の軽減だけが問題ではないと思います。

(委員) アイヌの問題ですけども、設問3です。「アイヌの人々に対して差別的な発言や行為がある」という文言ですが、同じような内容で表現が違うものが他の問いにもあったりするので、表現を統一した方が良いでしょう。

(会長) 問12「障害のある人の人権問題」の設問2にも同じような内容の設問がありながら文章表記が異なるのを統一してはどうかというご意見です。そうすると、問16「病気に関わる人の人権問題」の設問3も同じような言い方がしてあるが、これも統一して下さい。

(会長) 資料2のP7～9の説明をお願いします。

事務局で、資料2(P7～9)を資料3と見比べながら説明。

(会長) 問19「刑を終えてから出所した人の人権について」ですが、ご発言ください。

(委員) いろいろ議論したうえでこうなったのだと思うが、この設問で聞きたかったこと、知りたかったことは何だろうかという観点で見た時に、設問1「これまでと同じようにつきあっていく」か「つきあいをやめるのか」というようなことが実際は主になっていると思うのですが。そういう意味で「本人と話をして」という修飾語は必要なのか。

設問2「つきあいは変わらないがいろいろ気をつけてつきあう」と3「表面上はつきあう」はどう違うのか。

また、設問5「保護司に相談する」とあるが、設問1、2、3の問い方が気になります。文章を単純に短くしてしまった方がよいのではないか。この問いは、出所した人の人権問題を問うているのではなく、出所に関する情報を聞いた私たち回答者の意識が問いとなっていますよね。そこも問い方がどうかと思う。確かに、私たちが持つ偏見とか差別的なことはたくさんあるからそれを聞きたいのだと思うけど、他の人権課題とは設問とは違う観点での設問だなと思います。

出所した人は何に困っているのだろうかというような問いにした方がいいのではないのでしょうか。県の調査でいうと「刑を終えて出所した人に関することでああなたが特に問題と思うのはどのようなことか。①就労の機会が少ない②社会復帰を支援する機関が少ない③就職、職場で不利な扱いを受ける④更生後も過去の犯罪歴をインターネットなどで検索される⑤嫌がらせや差別的な言動を受ける⑥分からない」これなら他の問いと変わらないような聞き方になりますよね。

(委員) アンケートに答える側として考えてみると、それまでずっと同じ問い方だったのがいきなり自分はどうかつきあうかと聞かれてしまう形になるので、混乱してしまうのではないかと思います。先ほどの県の調査のように「どんなことが問題になっていると思うか」という、出所した人自身が抱えている問題を知っているか否かを聞くほうが、全体の流れの問い方に併せた方がいいかなと思います。

(事務局) 県の問い方をベースに、聞き方自体を変えるとということでもよろしいですか。内容についてはまた確認させていただきます。

(委員) 15番の「パワーハラスメントに関する人権問題について」ですが、次回でも良いかと思いますが、公益通報者の関係も入れるべきではないかなと思います。通報をしても、解雇などの被害を受けたり、パワハラなども出てっていると聞いています。

それから、問24の「インターネットにおける人権問題について」ですが、最近特に防犯カメラの映像や個人情報の流出などが問題として取り上げられているので、設問の3と4を一つにして、このようなことを入れたらどうかな



と思います。文章的に長くなるようなら考えなくてはいけませんが。

(会長) 問24の設問3と4ですね。

(委員) ここを包括的にまとめてはどうか。

(事務局) 設問3に防犯カメラの映像流出のサイトがあるというような項目を入れてはどうでしょうか。

(委員) 良いと思います。

(会長) 設問3に個人情報の流出というようなことで入れていただきますでしょうか。

(委員) 個人情報の流出や漏えいに関する項目は、一つ必要だと思います。

設問2に包括的に入れれば良いと思います。

(委員) 「なりすまし」のように、本人ではないのに本人であるかのようにネットを使うなんてことも、どこかに該当するのかなと思います。設問3の有害サイトとも違います。

(委員) 出会い系サイトやネットポルノは一つの設問になったんですね。

(事務局) インターネットの分野は新たな課題がたくさん出てきますから、設問個数にこだわらず、設問を増やすことも必要かと思います。

(会長) 一つの設問に、多くの内容を入れるのも無理がありますね。設問を増やして作ってもらいましょうか。それについて、また皆さんのご意見をいただくということにしましょう。

問23の設問8と24の設問7の「人権の視点に基づいた教育や教材の不十分さ」について、同じ内容なので文言を統一した方がいいかなと思います。

(委員) それに絡んで、問23のテーマは「非正規雇用等による生活困難者（ホームレス）の人権問題について」なのに、問いはホームレスに関することになっている。これはいいのかと疑問に思います。人権施策基本方針の中にある課題であるから入れてある問いなのでしょうけど、大題と問いの内容が合っていないと思います。

(委員) 非正規雇用がただちにホームレスであるかのように感じる。

(委員) 元々ホームレスが県内に何人存在しているのかといえば、ほんの数人だと思う。ただ非正規雇用の問題となると対象は大勢いて、大問題だと思う。生活困窮者もすべて包括される。非正規雇用＝ホームレスというわけではないですから、ホームレスという文言を使うのは抵抗があります。

それと、問21の「性的マイノリティの人権問題について」の説明文で「LGBT」言葉を入れての説明をされた方がよく分かると思います。

それから問18の「アイヌの人権について」で、設問4での「経済的な困窮状態におかれている人が多い」とありますが、これは断定しない方がいいと思います。

それから、色々と説明されていますけど、本文の中に※印を入れて、説明1と

か説明2とかナンバリングした方が見る方がよく分かると思います。アンケートの対象者の年齢層が広いので、回答者にとって分かりやすいようにということを考えなくてはならないと思います。

(委員) 問25の「災害における人権問題について」のところ、設問1の「災害弱者に対する特別な援助や」の「特別な」は要るのかなと疑問に思います。

設問5の「他に誰を頼ったらいいのか分からない」が消してありますが、どんな配慮が必要なのかという問い方であれば「相談窓口を作ること」という設問があってもいいと思いました。

それから、大きくりなのでまとまりがないかもしれませんが「少しでも安心できる環境を整えていく」という設問を作ってはどうか。施策に反映しやすく、支援や援助に関わってくることだと思います。

設問数が10問の枠に収まらないかもしれませんが「個人情報の取り扱いに注意する」という設問も設けていいかもしれないと思います。このあたりは災害のことだけではない気がします。

(会長) 説明に誘導する※などを付けてというのは対応お願いします。

(事務局) はい。非正規雇用に関する問いについては、ホームレスという文言を削除する形でよいでしょうか。

(会長) ホームレスについて書いてあるのではなく、ホームレスについてはこういうこともあるという意味合いなので、生活困窮者についての内容が中心の記述の方がいいのではないかと思います。

それから、アイヌのところですね。根拠があるのかどうなのかということもあるので調べていただいて、何となくということであれば削除していただけたらと思います。性的マイノリティのところはLGBTの説明をしていただきたいと思います。問25の「特別な援助」の「特別な」は必要ないということを取っていただくということをお願いします。

(委員) 問25の「災害時における人権問題について」なんですが、問い方として、対策はどんなものかいいかというようなのではなく、こんな課題があるという問いの方が自然ではないでしょうか。内容の方は、文言の書き方でそのような形に出来ると思うのですが、設問1であれば「災害弱者に対する援助や配慮をすること」を「支援や援助が不十分である」とか、設問2であれば「男女共同参画に拠っていないので困っている」だとか、設問3であれば「風評被害が起こって困っている」とか。そういう問い方の流れで、相談体制が十分でないという書き方にしてはどうかと思います。

(会長) まず問い方ですね。「問題となっているのはどのようなことだと思いますか」という書き方ですね。それに伴って枠内の設問の書き方も変わってくるということをお願いしたいと思います。「相談窓口を作る」ということ、それから「安

心できる環境を整える」。それから「個人情報の取り扱いに気を付ける」、これは全部について関わることだと思いますが、全部であればどこかに持っていかないといけませんし、その辺の整理をお願いします。

(事務局) はい。

(委員) 「災害時における人権問題について」の設問2について「男女共同参画の視点による」という女性の参画のことですね、参画という言葉が難しい。

(委員) 避難所を作る際に、設置、設営の段階から女性が関わっていないため、母子や女性の高齢者などの視点が入っていないという意味です。

(委員) 男女共同参画という言葉では分かりにくいのではないかと。本当にこの文言をアンケートに入れなくてはならないのか。もし、男女共同参画という言葉を使うのであれば、補足説明文を書かないと、一般の人は分からないと思う。

(委員) 男女共同参画の問いに入れてもいいのかもしれませんが、この問題は、女性の着替える場所がないとか、トイレが外にあるためにハラスメントや性暴力が起こったり、そういう様々な課題が挙げられているので、そういったことを具体的に列挙する方が分かりやすいのかなと思います。

(事務局) 男女共同参画という文言ではなく、より具体的に記述するよう検討します。

(委員) この設問は、必要ですので、是非入れていただきたいです。

(委員) 19番の問27-2ですが、「どこが主催したものですか」というところで、地区の人推協はどこに該当するのでしょうか？

(事務局) 例えば、小地域懇談会などであれば地域ですので選択肢4の町内会・自治会だと思います。

(委員) 公民館長が人推協会長を兼務しているところもありますね。人推協会長名で各町内会に案内を出します。それで各町内会で小地域懇談会などを催しているようです。

(委員) 鳥取市人権教育協議会という大きな大会などがメインで、小さな勉強会などは主催しておられないですね。あるいは企業などにやっておられるのかもしれませんが、鳥取市地区人権啓発推進協議会に属している各地区の人権啓発推進協議会が小地域懇談会などを行っているわけです。ですから、選択肢2はあってもいいけど、地区人権啓発推進協議会主催という形にすればよく分かるのではないのでしょうか。

(委員) 推進協議会の推進員などが小地域懇話会を開いているのと、それから地域の公民館単位で社会福祉協議会だとか老人会などがやっているところもあるんですよ。一番市民に広くやられている啓発活動なのに、地区人権啓発推進協議会が抜けているのではないかと？

(事務局) 選択肢4の「町内会・自治会」の後に選択肢5としてを入れてはどうでしょう

か。

(委員) 選択肢2「鳥取市人権教育協議会」と3「学校・PTA」の間に「地区人権啓発推進協議会」を追加すれば良いと思います。

(委員) 全体的なことでも少しお話しさせてください。3番の問3の「あなたが部落差別についてはじめて知ったのはいつですか」とあります。これは同和教育が始まった時代には、いつからどのような経緯で、どのような知り方をしたのかという事で、それを活かしていくという意味でこの問いがあったと思うんですが、これは今現在必要なかどうなのか。あった時に何に使うのか。必要ないと私は感じたのですが、どうでしょうか？

次に、3番の問10-3の「鳥取市では小学校・中学校で『人権教育』を行っています」とありますが、これはPTAにいないと分からないのではないかと思います。多くの回答者がPTA関係者ではないと思われそうですが、回答者がこの項目を書けるのかどうなのか。もちろん、今後の活用の仕方というのがあるので活用できる問い方にしなければいけないと思いますので、ここも要るのか要らないのかということの今後の検討課題かなと思いました。

あとは、「身元調査」の項目がないですね。県の調査でいうと「あなたの子どもが結婚しようとするときに相手の身元調査が必要だと思いますか」というような。企業について聞いて時には、企業が調べることには嫌だと言いながら自分の子が結婚という時になると身元調査は必要だと答えるというような経緯の中から、実際の差別事件の現象として「どこが同和地区か教えてくれ」というような事件が相次いでいることがるので、身元調査についてどう考えるのかというようなところから設けられた設問なんですけど、これに入れた方が良いと思います。検討していただきたいと思います。

(事務局) 問8の続きに追加したり、問8の枝番を増やすというようなイメージでしょうか。内容表記としては、県が問うているような設問でということでもよろしいでしょうか。

(委員) はい。問10-3に絡んで、問10-1も考えた方がいいと思いました。19番の問26の、今の啓発活動の状況を見て、今やっていることについて何を感じているかを聞き取った方が課題としては活かしやすいのではないかと思います。この辺の整理も検討していただけたらなと思いました。

(委員) 問10の質問が、迷うなと思いました。「学校で」という聞き方が、昔の学校でのことなのか、今のPTA活動での話なのか。そうすると、やはりそれを問うてそれをどう活かすのかを含めて検討の余地はあるのかなと思いました。

(会長) 今いただいたご意見を反映したものをを見せていただけますか。それについて皆さんご意見をください。それではアンケートについてはこれで終わりにしたいと思います。

(会長) 報告事項をお願いします。

(事務局) 資料5で説明。

(会長) それではこれで議事の方は終了させていただきたいと思います。

(事務局) 長時間にわたりまして、貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

今日の議論をまとめまして早急に郵送でお送りします。またそれからご意見を  
いただいて調査票の確定作業に入りたいと思います。この会の次回については、  
最初に説明しましたとおり7月ごろを予定しておりますので決定し次第、連絡  
させていただきます。本日はありがとうございました。